

国道24号烏丸通 歩行者・自転車通行安全協議会 歩行者・自転車意識向上会議 第2回ワークショップを開催しました

国道24号烏丸通における、歩行者及び自転車利用者の安心・安全な道路環境づくりを目指し、地域の皆さまと意見交換を行うため、第2回ワークショップを開催しました。

第2回ワークショップの開催内容

ワークショップの目的

歩行者及び自転車利用者の安心・安全な道路環境づくりのため、自転車の正しい交通ルールを理解、歩行者・自転車の利用環境整備の理解を深めることを目的とします。

第2回ワークショップの内容

■開催日程

第1部：下京渉成小学校 地域交流ルーム

8月27日（月）19:30～21:30

第2部：元六条院小学校 くつろぎひろば

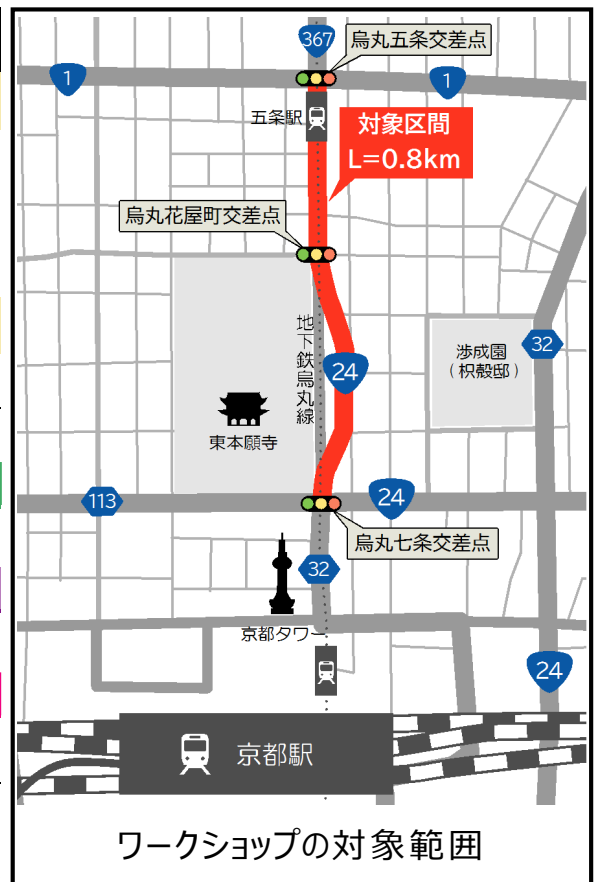
8月30日（木）14:00～16:00

第3部：下京中学校 1F 地域交流室

9月1日（土）19:00～21:00

■開催内容

- ・利用者アンケート調査の結果報告
- ・対象区間の整備方針および意見交換 等



第1部（下京渉成小学校）



第2部（元六条院小学校）



第3部（下京中学校）

お問合せ

国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所 管理第二課
担当：名嘉（なか）、石田（いしだ）
TEL：075-351-3300（代表） FAX：075-351-3411

第2回ワークショップでのご意見

第2回ワークショップでは合計34名の方にご参加頂きました。意見交換では、歩行者・自転車の通行空間整備に関して3つのテーマを設け、それぞれのテーマについてご意見を頂きました。

■自転車の通行方法について【テーマA】

双方向に通行

- ・自転車は双方向に通行できないと不便。
- ・自転車道の整備により、自転車の通行位置が建物から離れるため、自動車から視認しやすくなる。
- ・双方向通行に必要な幅員確保のため、バス停が狭くなるのはやむを得ない。
- ・地域の事情により、正しい通行方法である自転車の左側一方通行が変わるのは良くない。
- ・速度の速い自転車とのすれ違いが怖い。
- ・交差点付近は自転車が歩道を通行し、烏丸七条交差点は人の滞留が特に多いため、歩行者と自転車の錯綜が心配。
- ・双方向の場合、必要な幅員確保のため、歩道が特に狭くなる。 等

左側一方通行（歩道を通行できない場合）

- ・一方通行はルールが守られない。交差点を反対側にわたり逆方向に通行するのは不便。
- ・ルールが守られるならば、一方通行の方が安全に通行できる。
- ・小学校から教育が行われており、将来的には、自転車の左側一方通行が守られるようになる。 等

左側一方通行（歩道を通行できる場合）

- ・速く走りたい自転車は車道、ゆっくり走りたい場合や反対方向に行きたい場合は歩道を通ることができる。等

■自転車の分離方法について【テーマB】

縁石等による分離

- ・歩行者や自転車の安全性のため、縁石分離が良い。
- ・自動車の停車スペースを確保できれば、縁石分離が良い。
- ・縁石分離等によるでは、自転車の通行環境が良くなり、自転車のスピードが上がるため、細街路の交差点での安全性の工夫が必要である。
- ・縁石に自転車のタイヤが当たり転倒する恐れや、バス乗降時に縁石を跨ぐ際の躓き等の恐れがある。 等

カラー舗装による分離

- ・縁石などの障害物がないため、自転車通行時の転倒のリスクが少ない。
- ・路上停車が可能なため、自動車としては便利。自転車としては走行しにくくなるのが心配。 等

路面表示（矢羽根マーク）の設置

- ・自転車は歩道上も通行可能であるため、自転車は車道を走るルールを守らない恐れがある。
- ・路上停車が可能なため、自動車としては便利。自転車としては走行しにくくなるのが心配。 等

■交通ルールを守るための取組みについて【テーマC】

《啓発》小中学生での継続的な教育や各大学でのルール啓発の実施、大人向けの啓発機会の設置 等
《取締り》取締りや罰則があることのPR、住民の役割強化の検討 等
《外国人旅行者》宿泊場所やレンタサイクルの窓口（接点）での周知、宿泊サイトやSNSでの周知 等
《注意喚起》通行する自転車への路面表示やのぼりの設置等。「啓発用看板(電柱幕)」の展開。
《その他》信号無視、車両進入禁止、Uターン禁止の対策 等

その他

- ・景観に配慮した整備としてほしい。
- ・現状で区間毎に道路の幅員状況が異なるため、一方通行を前提として、自転車の分離方法を使い分けたい。
- ・東本願寺前の道路（東側）は旅館や店舗が多く、観光バスやタクシーの乗降待ちがあるため、駐停車に配慮してほしい。
- ・不明門通付近のゼブラゾーンの使い方を考慮してほしい。 等